

新潟市地域包括支援センター新津 運営規程 <変更後>

(主旨)

第1条 この規程は、社会医療法人 新潟勤労者医療協会が開設する新潟市地域包括支援センター新津（以下、「事業者」という。）が行う指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び指定新潟市介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、健康保険法（大正11年法律第70号）等の基本理念に基づき、利用者の心身の状況や置かれている環境などを勘案し、その居宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立って介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づき、適切なサービスや地域の多様な支援が、総合的かつ効果的に提供されるよう、指定介護予防サービス等（法第8条の2第1項及び第14項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）との連絡調整や、その他の便宜を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業者は、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。
- 2 事業者は、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在となるよう、地域福祉を支える様々な関係者と連携を図り、地域が抱える課題の解決のための積極的な取り組みを行うものとする。
 - 3 この事業に従事する従業者は、常に情報を共有しチームとなって業務に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

名称 新潟市地域包括支援センター新津
所在地 新潟市秋葉区古田3丁目2番7号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の担当職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

(2) 担当職員

介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当するとともに、指定介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うこと。

- ① 保健師等 1人以上
- ② 主任介護支援専門員 1人以上

③ 社会福祉士等 1人以上

(営業日及び営業時間)

第6条 指定介護予防支援事業の営業日及び営業時間は次に掲げるとおりとする。

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

土曜日 午前8時30分から午後12時30分まで

ただし、年末年始(12月30日から1月3日)・祝日(振り替え休日含む)を除く。

上記以外の時間帯に、緊急を要する事態が起きた場合などは、0250-25-3081
包括支援センター新津(24時間)にて対応する。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 利用者の相談を受ける場所は、新潟市地域包括支援センター新津内の相談室とする。ただし、利用者の希望により利用者の居宅等においても行なうことができる。

2 課題分析の手順は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接する等の適切な方法により、健康状態や生活環境等を把握した上で、利用者及びその家族の意欲・意向を踏まえて、次に掲げる各領域ごとに利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握する。

- (1) 運動及び移動
- (2) 家庭生活を含む日常生活
- (3) 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- (4) 健康管理

3 提供する指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 課題分析業務
- (2) 介護予防サービス計画書の作成
- (3) サービス実施状況等の継続的把握・評価業務
- (4) 再課題分析業務

4 指定介護予防支援の提供については、次の方法によるものとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成は、事業所に所属する担当職員が行う。ただし、法第115条の23第3項の規定により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員が介護予防サービス計画の作成を行うこととする。
- (2) 担当職員は、指定介護予防支援の提供に際し、利用者及びその家族の意向を踏まえて設定した目標に向けて、利用者及びその家族自らが主体的に参加し、その目標の達成に向けて意欲的に取り組むことの重要性を、懇切丁寧に説明し、十分な理解が得られるように努めることとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成開始に当たり、利用者及びその家族の意向を踏まえた課題分析を行った上で、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定介護予防サービス等のみならず、予防給付の対象とならないサービスも併せて介護予防サービス計画に位置付けることにより、総合的かつ目標志向型の介護予防サービス計画を作成するよう努める。また、担当職員は、利用者自身が主体的に意欲を持って介護予防に取り組むことができるよう、利用者が住んでいる地域の指定介護予防サービス事業者や住民による自発的な活動の情報などを提供し、利用者自身によるサービスの選択に資するよう努める。

- (4) 担当職員は、課題分析の結果や、利用者及びその家族の意向を踏まえて、生活機能低下の原因など利用者が抱えている問題点を明らかにし、介護予防の効果を最大限に発揮し、自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき課題を総合的に把握する。(以下「アセスメント」という。)
- (5) 担当職員は、利用者の希望やアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策及びそれらを達成するために行う支援の内容を記載した介護予防サービス計画原案を作成する。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「サービス担当者」という。）を召集してサービス担当者会議を開催する。そこでは利用者の情報をサービス担当者で共有し、かつ、担当職員が作成した介護予防サービス計画原案について、サービス担当者から専門的な意見を聴取することとする。
- (7) 担当職員は、作成した介護予防サービス計画原案について、利用者又は家族に説明し、文書による同意を得た後で、利用者及びサービス担当者に対し介護予防サービス計画書を交付する。
- (8) 担当職員は、サービス担当者に対し介護予防サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等についてサービス担当者に十分に説明し、介護予防サービス計画の内容に沿った個別サービスの計画が作成できるようサービス担当者に対して必要な援助を行なう。また、サービス担当者がサービスの実施を開始した後は、少なくとも1月に1回、サービスの実施状況や利用者の状況、その効果等についての報告をサービス担当者から聴取すること。
- (9) 担当職員は、介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たり、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を、次に定めるところにより継続的に行う。
 - イ サービス提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化がある場合には、利用者に対し面接を行うこととする。
 - ロ 利用者の居宅を訪問しない月は、電話等により利用者へ連絡する方法や、指定介護予防通所介護事業所や指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況の確認を行うこととする。
 - ハ イ及びロの手順で行ったモニタリングは、少なくとも1月に1回は記録をすることとする。
- (10) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合又は法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合、サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画の変更の必要性について、サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることとする。
- (11) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と必要な情報を共有するなどの連携に努めること。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用者に対し、法定代理受領サービス（法第58条第4項に規定する介護予防サービス計画費の支給をいう。以下同じ。）である指定介護予防支援を提供した場合は、利用者負担金は徴収しない。

2 利用者に対し、法定代理受領サービスでない指定介護予防支援を提供した場合の利用者負担金は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示129）に規定

する費用の額とする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、次に掲げるとおりとする。

新津第一・新津第二中学校区

日新津市の一部(新津本町 1～4丁目善道町 1.2 丁目・善道・下興野町・下興野・新津秋葉 1～3 丁目・中沢町・吉岡町・田家 2丁目の一部・ 1.3 丁目・新津.山谷町 1～3 丁目・南町・美幸町 1～3丁目・新栄町・古田・天神・さつき野町・北上新田・さつき野 1～3丁目・新津緑町・程島の一部・大鹿の一部・北上 2丁目・古田ノ内大野開・満願寺の一部・大蔵の一部・北潟・川口・結・新津福島・荻島 1～3丁目・こがね町・荻野町・新津田島・中野 1～5 丁目・車場 1～5 丁目・市之瀬・覚路津の一部・三枚潟・三津屋・長割)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営にあたっての重要事項)

- 第13条 担当職員及びその他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を決して漏洩してはならない。また、事業者は担当職員との雇用関係が終了した場合においても、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の指定介護予防サービス事業者によるサービスを位置付けるなどの指示は行ってはならない。また、利用者に対して特定の指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 3 事業者が提供した指定介護予防支援又は事業者が介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対して利用者から苦情があったときは、迅速かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、迅速かつ適切な措置を講ずることとする。

附 則

- この規程は、平成18年4月 1日から施行する。
- 平成19年9月 1日一部改定する。
- 平成19年9月15日一部改定する。
- 平成21年4月 1日一部改定する。
- 平成23年6月 1日一部改定する。
- 平成24年9月 1日一部改定する。
- 平成25年12月16日一部改定する。
- 平成27年 6月 1日一部改定する。
- 平成28年 4月 1日一部改定する。
- 平成30年 8月 1日一部改定する。
- 令和 6年 2月 1日一部改定する。